

政令第二百八十五号

都市の低炭素化の促進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

都市の低炭素化の促進に関する法律の施行期日は、平成二十四年十二月四日とする。